

京都市若杉学園条例を廃止する条例（平成27年3月27日京都市条例第70号）（保健福祉局障害保健福祉推進室）

京都市若杉学園（以下「若杉学園」という。）は、主として常時介護を要する知的障害者に対し、生活介護を行う施設として設置していますが、施設が老朽化するとともに、民間事業者により同等の事業が実施されていることから、その設置の必要性及び効果が低下したため、これを廃止することとしました。

なお、現在、若杉学園に入園している者については、廃止する若杉学園の敷地の貸付けを受けて民間事業者が設置する生活介護を行う施設において、受け入れる予定です。

この条例は、市規則で定める日から施行することとしました。

京都市若杉学園条例を廃止する条例を公布する。

平成27年3月27日

京都市長 門川 大作

京都市条例第70号

京都市若杉学園条例を廃止する条例

京都市若杉学園条例は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、市規則で定める日から施行する。

(関係条例の一部改正)

2 重要な公の施設に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1 社会福祉関連施設の項中「若杉学園」を削る。

(保健福祉局障害保健福祉推進室)